

KNC NETWORK NEWS

2017年7月15日号発行

経営一言：難局はこれ良師なり。負けることはありがたい。

(往年の大棋士 升田 幸三氏)

ー 所長コメント：落ちるところ迄落ちると。それ以上に落ちようがない。そこが「底」です。困難がことが発生すれば喜んで挑戦すること。失敗は大きな財産です。ー



(有)北野財経システム

税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島 7-1-26

オリエンタル新大阪ビル 707号

TEL : 06-6304-7857・FAX : 06-6304-8851

<http://kncc.co.jp>

気になる記事：バス・タクシーで荷物運送。規制緩和、9月から

国土交通省は、宅配用の荷物と旅客を同時に運べるようにするため規制を緩和する。路線バスがこれまで以上に多くの荷物を運べるよう重量制限を撤廃する。地域限定で、タクシーが荷物だけでも配送できるようにする。運送・物流業で担い手不足の深刻さが増すなか貨客混載と代替輸送によってサービスの効率化を進め、人手不足に対応する。

所得税の扶養親族とは 《税務》

扶養とは、簡単に言えば誰かを養っていることを指します。すなわち養われている人です。誰かを養うためには経済的負担がかかるため、所得税法ではその負担に応じて、一定額を控除する仕組みとなっています。

この扶養親族には、①16歳以上、②生計を一にしていること、③配偶者以外の親族であること、④年間合計所得金額が38万円以下であること—などの条件がありますが、この「生計を一にしている」とは、同居していなくても、常に学費や医療費なども含めた生活費を送金している場合も当てはまります。親元を離れて一人暮らしをしている大学生への娘への仕送りなどのケースです。

また、親族とは民法上の定義で、6親等以内の血族3親等以内の姻族親族を指します。このため内縁の妻の子どもなどは、養子縁組をしない限り対象にはなりません。

合計所得金額の38万円については、収入金額でないのに注意が必要です。所得とは、収入から必要経費を差し引いた後の金額をいいます。パート・アルバイトでの合計所得38万円以下とは、103万円以下のことになります。給与所得のみであれば、基礎控除額の65万円があるため、収入が103万円以下であれば問題ありません。大学生などのアルバイトの収入に注意したいところです。

勤務間インターバル制度 《経営》

政府は「働き方改革」の中で「勤務間インターバル」制度を推進しています。勤務間インターバルとは、勤務時間終了後、翌日の始業時刻の間に一定の休息時間を確保する制度です。具体的には、前日の終業から翌日の始業まで連続して11時間の休息時間を設けることを義務とするものです。例えば、夜10時まで残業した場合、翌日の午前9時以降が始業時刻となり、仮に午前8時が始業時刻だったとしても、午前9時までは出社が免除、賃金の減額もされない制度です。長時間労働に起因する労働者への深刻な問題は、心身の健康と安全の確保が難しくなることです。勤務間インターバル制度の導入により、連続した休息・睡眠時間が確保できます。「深夜残業明けの翌日早朝出勤」といった常態が回避され、過重労働による健康被害防止に一定の効果が期待されます。さらに、今後の企業イメージ、採用活動、優秀な人材確保にも影響します。ブラック企業の烙印を押され、社会全体から敬遠されないように、自主的に取り組みを始めた大企業もあります。

こうした状況下、厚労省は、本制度を導入する中小企業に助成金を支給する施策を打ち出しています。これは制度導入の際に支出した経費(就業規則変更、コンサル経費等)の内、4分の3(上限50万円、適用範囲、休憩時間数による)を受給できるものです。

不動産所得と事業的規模 《税務》

所有する不動産の種類や数が増えて事業規模が大きくなると、税制面で特典を受けることができます。

家賃収入や礼金、更新料などの不動産オーナーが得た賃貸収入は、所得税法では「不動産所得」として課税されますが、その規模が「事業的規模」か「事業的規模以外」かで税額は大きく違ってきます。ですが現実には、「事業的規模」の定義が明確にされておらず、「事業と称するに至る程度の規模」で行われているかどうかによって判断されています。大まかな基準として、貸与できる室数が、アパートやマンションの場合は10室以上、一戸建てでは5棟以上あることとされています。賃貸用駐車場であれば、50台以上あるかどうかが目安となります。駐車場は5台で1部屋として換算されることから、50台が10室に相当するという計算です。

事業的規模と判断されれば、賃貸アパートの取り壊し費用や火災での損失は、その全額が損金として計上可能となります。また不動産所得の損失は、他の所得と損益通算や純損失の繰越が可能で、事業的規模に達していなければ、必要経費に算入できる金額が「その年の資産損失を差し引く前の不動産所得の金額」にまで制限されるのだから、その差は大きいです。また、賃貸料などが回収不能となったことによる「貸倒損失」は、事業的規模であれば回収不能となった年分の必要経費の算入できますが、そうでなければ収入に計上した年までさかのぼり、その回収不能に対応する収入がなかったものとして所得計算をやり直さなければなりません。

そのほか、青色申告特別控除によって控除できる金額が、事業的規模に達していれば最大で65万円となりますが、そうでなければ最大で10万円の控除となります。

災害への備え、非常用食料品はいつ計上する？ 《税務》

北九州一帯の豪雨によって、多くの住民が避難生活を余儀なくされています。このような災害への備えとして「非常用食料品」を備蓄している企業も多いでしょう。

この非常用食品は、税務上の取り扱いには少し注意が必要です。ペットボトルの水や乾パン、レトルト食品は度を長期備蓄用として購入します。当然、購入した時点は使用しませんが、そうすると税務上はいつ資産計上するのでしょうか。または、消費期限まで減価償却資産として毎年、損金計上していくのか判断に迷うところです。食料品は繰り返し使用するものではないため「消耗品」として扱います。その効果が長期間に及ぶ場合でも、飲料品は減価償却資産に含まなくてもいいです。さらに、備蓄している食品が「消耗品で貯蔵中のもの」に該当する場合でも、災害時のための非常食は、備蓄することで、すでにその目的を果たしていると考えられます。そのため、購入した時点で損金計上してよいとされています。